

2016年度 開講記念公開講座

絶望から30年 日本の刑事司法に光は射したか

～逮捕されたら最後、あなたの生活は崩壊する？～



<講師プロフィール>

中央大学法学部卒業。元司法研修所刑事弁護教官。現在、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事も務める。日本テレビ「行列のできる法律相談所」及び「スッキリ!!」にレギュラーとして出演。弁護士業務の傍ら体力作りにも勤しみ、各地のトライアスロン大会へも出場。地元小学生のバレーボールチームの監督等も務めている。

予約・受講料不要
当日直接ご来場ください
※満席の場合は立ち見となる場合があります

日時

2016年 **4月9日(土)**
11:00～12:00 (10:30開場)

場所

中央大学駿河台記念館
281号室 (200名入場可)

住所: 東京都千代田区神田駿河台3-11-5

JR「御茶ノ水駅」/地下鉄「新御茶ノ水駅」徒歩2分

講師

菊地 幸夫

弁護士(第二東京弁護士会) 番町法律事務所

◆講演内容◆

我が国の刑事訴訟法も人間で言えば既に高齢者。新憲法のもと出発した刑事訴訟法であったが、1985年には、日本の刑事司法は絶望とまで評されました。「被告人は有罪が確定するまでは無罪と推定される。」これほど法廷に空しく響き渡る法原理は他にないでしょう。そこでその原因を探りましょう。

次に、弁護士が実際に無罪判決を獲得する為にはこんな苦勞をする、というところを知って頂こうと思います。

そして、刑事訴訟法は、被害者の地位向上、裁判員裁判制度の導入、そして今般の可視化の法制化などの手直しを加えられては来ましたが、これらは絶望から這い上がるに十分であったのでしょうか。刑事裁判実務で苦闘する弁護士が手掛けた実例も交えながら、刑事裁判の今を語ります。

連日ニュースで取り上げられ、ドラマや小説にも登場する刑事裁判。その実像を少しでも知って頂ければと思います。